

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成19年7月13日に開催した平成19年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より森林整備事業1箇所および海岸事業1箇所、河川事業3箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、同年10月18日に開催した第5回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 森林整備事業 [県事業]

1番 しんりんきかんどうにしてすがいせん
森林基幹道西出管合線

(2) 河川事業 [県事業]

2番 にきゅうかせんあさけがわ こういききかんかせんかいしゅうじぎょう
二級河川朝明川 広域基幹河川改修事業

3番 いっきゅうかせんあくたがわ そうごうりゅういきぼうさいじぎょう
一級河川芥川 総合流域防災事業

4番 にきゅうかせんひやまじがわ そうごうりゅういきぼうさいじぎょう
二級河川檜山路川 総合流域防災事業

(3) 海岸事業 [県事業]

6番 まとやこうかいがん
的矢港海岸

1番については、平成9年度に事業着手し平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

2番については、昭和49年度に事業着手し平成10年度及び平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

3番については、昭和60年度に事業着手し平成10年度及び平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

4番については、平成6年度に事業着手し平成14年度に河川整備計画を策定しその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

6番については、昭和61年度に事業着手し平成10年度及び平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、1番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、今後林道の費用対効果の説明において、森林整備経費縮減等便益の内訳についても説明及び資料の提出を求める。

2番、3番、4番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、河川事業は、安全・安心に関わる事業であるため、事業効果を早期発現するための方策を立てるよう求めるものである。

6番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、鋼管矢板工法の地下水環境に及ぼす影響を検討すべきである。また、地震及び津波にかかる防災対策との連携を図り、海岸事業の整備効果を高めること、陸閘については、過度の機械依存及びヒューマンエラーを回避するような運用をすることを求める。